

上下水道の届出はお済みですか？

～上下水道を使い始めるとき（開始）・使用をやめるとき（中止）～

次の場合には届け出が必要です。電話または窓口で次のことを必ずお知らせください。

1 引越しされるときは届出が必要です。

【使い始めるとき（開始）】⇒ **水道使用開始届，公下水・農集排・特排使用開始届出書**

- ・住所（アパート・マンション等の場合はその名称と棟，部屋番号もお知らせください。）
- ・名前
- ・電話番号
- ・使い始める日



【使用をやめるとき（中止）】⇒ **水道中止届，公下水・農集排・特排使用休止届出書**

「お客様番号」をお知らせください。【領収書】または【水道使用量のお知らせ】に記載されています。

- ・住所
- ・名前
- ・使用をやめる日
- ・転居先の住所と電話番号



2 死亡届を提出された方へ

- ・死亡された人が上下水道使用の名義人になっている場合

【上水道及び下水道の名義変更が必要です】

⇒ **水道氏名変更届，公下水・農集排・特排使用変更届出書**

→ 名義変更届を提出してください。

※ 持ち家等の所有者変更をとまなう場合は変更届が2種類必要です。

⇒ **給水装置所有者名義変更届（B5様式）**



3 世帯人数が増加・減少された方へ

【農業集落排水，特定排水処理（市設置型浄化槽）及び公共下水道の人数変更届が必要です。】

⇒ **公下水・農集排・特排使用変更届出書**

出生・死亡・転入・転出等により世帯人数が増加・減少された方で，農業集落排水使用料，特定排水処理（市設置型浄化槽）使用料及び公共下水道使用料が世帯人数で算出されている地区にお住まいの場合，必ず人数変更届を提出してください。

※ 対象地区は，裏面の一覧表で確認してください。

【届出・お問い合わせ】三次市寺戸浄水場（三次市三次町501番地）

電話：（0824）62-4843

住民異動・戸籍に関する届出に併せて

農集排・下水道等に関する届出が必要な場合があります。

農業集落排水や公共下水道の下記の地域では、使用料金を使用人数（接続された家屋の居住者等の人数）で算定します。その人数に変更があれば、使用変更の届出が必要です。

出生、転入届等 → 変更（使用人数増）、もしくは使用開始・再開の届出

死亡、転出届等 → 変更（使用人数減）、もしくは使用休止・廃止の届出

転居届等 → 変更（使用人数増・減）、開始・再開・休止・廃止の届出

農業集落排水、及び公共下水道の料金算定が人数制の地域

（旧三次市）向江田町、塩町、江田川之内町、高杉町、廻神町、
和知町、大田幸町の一部

（布野町）上布野、下布野

（吉舎町）吉舎、三玉、安田、敷地、海田原、清綱、矢井の一部

（三良坂町）灰塚、仁賀、田利、皆瀬

（三和町）飯田、上巻、敷名、上板木、下板木、大力谷、羽出庭、有原

（甲奴町）本郷、西野、梶田

特定排水処理（市設置型浄化槽）の使用料においても人数制で算定します。

向江田町、和知町、布野町、君田町、三和町の一部

公共下水道の料金算定が水量制の地域でも井戸水使用の場合は人数の届出が必要です。

人数制使用料（税込み／月）

人数	農集排・公下水	特排（市設置型浄化槽）
1人	3,575円	3,630円
2人	4,290円	4,510円
3人	5,005円	5,390円
4人	5,720円	6,270円
5人	6,435円	7,150円
6人	7,150円	8,030円
7人	7,865円	8,910円
8人	8,580円	9,790円
9人	9,295円	10,670円
10人	10,010円	11,550円

※ 変更の届出が必要かの確認や、実際に変更届が必要な場合は、窓口（受付）、又は表面の届出・お問い合わせ先へご連絡ください。